

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
(昭和56年6月8日号外 条約第6号)

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
をここに公布する。

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
鳥類が、自然の生態系の重要な要素の一つであり、また、芸術、科学、文化、レクリエーション、経済その他の分野において重要な価値を有する天然資源であることを考慮し、
多くの鳥類が両国の間を渡り季節的に両国に生息している渡り鳥であることにかんがみ、
渡り鳥及びその生息環境の保護及び管理の分野において協力することを希望して、
次のとおり協定した。

第1条

- 1 この協定において、「渡り鳥」とは、次のものをいう。
 - (1) 足輪その他の標識の回収により、両国間において渡りをすることが明らかである鳥類
 - (2) 渡りをする鳥類のうち、標本、写真若しくは科学的資料又はその他の信頼することのできる証拠により、両国に生息することが明らかであるもの
- 2 (1) 1にいう渡り鳥の種の名称は、この協定の付表に掲げるとおりとする。
 - (2) この協定の付表は、両政府の合意により、この協定の本文を改正することなく修正することができるものとし、修正は、両政府間の外交上の公文の交換によつて確認された日から90日目の日に効力を生ずる。

第2条

- 1 渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止する。ただし、次の場合における捕獲及び採取については、それぞれの国の法令により、その例外とすることができる。
 - (1) 科学及び教育のため、繁殖させることを目的とする飼養のため並びにこの協定の目的に反しないその他の特定の目的のため
 - (2) 人命及び財産を保護するため
 - (3) 3に規定する狩猟期間中
- 2 1の規定に反して捕獲された渡り鳥及び1の規定に反して採取された渡り鳥の卵並びにこれらの加工品又は一部分については、その販売、購入及び交換を禁止する。
- 3 両政府は、渡り鳥の生息状況に照らして、それぞれの国の法令により、渡り鳥の狩猟期間を設定することができる。

第3条

- 1 両政府は、渡り鳥の研究に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
- 2 両政府は、渡り鳥の共同研究計画の作成を奨励する。
- 3 両政府は、渡り鳥の保護、特に、絶滅のおそれのある渡り鳥の保護を奨励する。

第4条

両政府は、渡り鳥及びその生息環境の保護及び管理のため、それぞれの国の法令により、保護区の設定その他の適当な措置をとる。両政府は、特に、

- (1) 渡り鳥及びその生息環境に係る被害を防止するための方法を探求し、及び、
- (2) 渡り鳥の保護にとって有害である動植物の輸入及び持込みを規制するように努める。

第5条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の実施について協議する。

第6条

- 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日に効力を生ずる。この協定は、15年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の政府も、1年前に他方の政府に対して文書により予告を与えることにより、最初の15年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1981年3月3日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

吉田 健三

中華人民共和国政府のために

雍 文濤

付表

- 1 あび

- 2 おおはむ（しろえりおおはむを含む。）
- 3 はしじろあび
- 4 みみかいつぶり
- 5 はじろかいつぶり
- 6 かんむりかいつぶり
- 7 あほうどり
- 8 くろあしあほうどり
- 9 あなどり
- 10 ひめくろうみつばめ
- 11 ひめう
- 12 むらさきさぎ
- 13 ささごい
- 14 あまさぎ
- 15 だいさぎ
- 16 ちゅうさぎ
- 17 ごいさぎ
- 18 みぞごい
- 19 ずぐろみぞごい
- 20 よしごい
- 21 おおよしごい
- 22 さんかのごい
- 23 なべこう
- 24 くろとき
- 25 へらさぎ
- 26 くろつらへらさぎ
- 27 こくがん
- 28 さかつらがん
- 29 ひしくい
- 30 まがん
- 31 かりがね
- 32 おおはくちょう
- 33 こはくちょう
- 34 あかつくしがも
- 35 つくしがも
- 36 おなががも
- 37 こがも
- 38 ともえがも

- 39 よしがも
- 40 まがも
- 41 おかよしがも
- 42 ひどりがも
- 43 しまあじ
- 44 はしびろがも
- 45 ほしはじろ
- 46 あかはじろ
- 47 きんくろはじろ
- 48 すずがも
- 49 ビロードきんくろ
- 50 しのりがも
- 51 こおりがも
- 52 ほおじろがも
- 53 みこあいさ
- 54 うみあいさ
- 55 かわあいさ
- 56 つみ
- 57 けあしのすり
- 58 さしば
- 59 おおわし
- 60 はいいろちゅうひ
- 61 ちゅうひ
- 62 しろはやぶさ
- 63 ちごはやぶさ
- 64 こちょうげんぼう
- 65 うずら
- 66 くろづる
- 67 なべづる
- 68 まなづる
- 69 くいな
- 70 ひめくいな
- 71 ひくいな
- 72 しまくいな
- 73 つるくいな
- 74 ばん
- 75 たましぎ

- 76 みやこどり
- 77 たげり
- 78 だいぜん
- 79 むなぐろ
- 80 めだいちどり
- 81 おおめだいちどり
- 82 ちゅうしゃくしぎ
- 83 だいしゃくしぎ
- 84 ほうろくしぎ
- 85 おぐろしぎ
- 86 おおそりはししぎ
- 87 つるしぎ
- 88 あかあししぎ
- 89 こあおあししぎ
- 90 あおあししぎ
- 91 くさしぎ
- 92 たかぶしぎ
- 93 からふとあおあししぎ
- 94 いそしぎ
- 95 きあししぎ
- 96 そりはししぎ
- 97 きょうじょしぎ
- 98 あおしぎ
- 99 ちゅうじしぎ
- 100 たしぎ
- 101 やましぎ
- 102 こおばしぎ
- 103 おばしぎ
- 104 とうねん
- 105 ひばりしぎ
- 106 おじろとうねん
- 107 うずらしぎ
- 108 はましぎ
- 109 さるはましぎ
- 110 みゆびしぎ
- 111 へらしぎ
- 112 きりあい

- 113 えりまきしぎ
- 114 せいたかしぎ
- 115 そりはしせいたかしぎ
- 116 あかえりひれあししぎ
- 117 はいいろひれあししぎ
- 118 つばめちどり
- 119 とうぞくかもめ
- 120 かもめ
- 121 せぐろかもめ
- 122 おおせぐろかもめ
- 123 ゆりかもめ
- 124 みつゆびかもめ
- 125 あじさし
- 126 べにあじさし
- 127 えりぐろあじさし
- 128 まみじろあじさし
- 129 せぐろあじさし
- 130 こあじさし
- 131 まだらうみすずめ
- 132 うみすずめ
- 133 じゅういち
- 134 かつこう
- 135 つつどり
- 136 ほととぎす
- 137 しろふくろう
- 138 とらふずく
- 139 こみみずく
- 140 よたか
- 141 はりおあまつばめ
- 142 あまつばめ
- 143 ひめあまつばめ
- 144 あかしょうびん
- 145 ぶっぼうそう
- 146 やいろちょう
- 147 はまひばり
- 148 しょうどうつばめ
- 149 つばめ

- 150 こしあかつばめ
- 151 いわつばめ
- 152 いわみせきれい
- 153 つめながせきれい
- 154 きがしらせきれい
- 155 はくせきれい
- 156 まみじろたひばり
- 157 びんずい
- 158 せじろたひばり
- 159 むねあかたひばり
- 160 たひばり
- 161 さんしょうくい
- 162 きれんじゃく
- 163 ひれんじゃく
- 164 ちごもず
- 165 あかもず
- 166 おおもず
- 167 こうらいうぐいす
- 168 こむくどり
- 169 みやまがらす
- 170 こくまるがらす
- 171 こまどり
- 172 しまごま
- 173 のごま
- 174 こるり
- 175 るりびたき
- 176 じょうびたき
- 177 のびたき
- 178 まみじろ
- 179 とらつぐみ
- 180 からあかはら
- 181 くろつぐみ
- 182 しろはら（あかはら及びまみちゃじないを含む。）
- 183 つぐみ
- 184 やぶさめ
- 185 しませんにゅう
- 186 まきのせんにゅう

- 187 えぞせんにゆう
188 おおよしきり
189 こよしきり
190 きまゆむしくい
191 めぼそむしくい
192 えぞむしくい
193 せんだいむしくい
194 まみじろきびたき
195 きびたき
196 むぎまき
197 おおるり
198 さめびたき
199 えぞびたき
200 こさめびたき
201 さんこうちょう
202 にゅうないすずめ
203 あとり
204 まひわ
205 べにひわ
206 こべにひわ
207 はぎましこ
208 あかましこ
209 おおましこ
210 いすか
211 なきいすか
212 うそ
213 こいかる
214 しめ
215 しらがほおじろ
216 しまあおじ
217 みやまほおじろ
218 あおじ
219 のじこ
220 ほおあか
221 かしらだか
222 こほおあか
223 しろはらほおじろ

- 224 シベリアじゅりん
- 225 おおじゅりん
- 226 つめながほおじろ
- 227 ゆきほおじろ

(中国文は省略)

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力の発生（昭和56年6月8日号外 外務省告示第202号）

昭和56年3月3日に北京で署名された渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定について、同協定の効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告の交換は、昭和56年6月8日に東京で行われた。よつて、同協定は、その第6条1の規定に従い、同日に効力を生じた。